糸島市特別支援学校就学補助金交付規程

平成22年１月１日

教育委員会告示第10号

改正　平成24年２月27日教委告示第１号

（目的）

第１条　この告示は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する特別支援学校の小学部に就学する児童又は中学部に就学する生徒の保護者（子に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。）に対し経済的援助を行うことにより、特別支援学校への就学を奨励することを目的とする。

（補助対象者）

第２条　補助の対象となる者は、当該年度において糸島市に住所を有する保護者とする。

（補助金の額）

第３条　特別支援学校就学補助金（以下「補助金」という。）の額は、別表のとおりとする。ただし、年の中途で住所の異動があったときは月割により計算した額とし、異動月の内５割以上を糸島市に住所を有するときは１月とする。

（補助金の交付申請及び決定）

第４条　補助金の交付を受けようとする者は、糸島市特別支援学校就学補助金交付申請書（様式第１号）に関係書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

２　教育長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否について決定する。

（補助金交付等）

第５条　教育長は、前条第２項の規定により補助金の交付を決定したときは、糸島市特別支援学校就学補助金交付決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

２　補助金の交付は年１回とし、交付決定後請求に基づき交付する。

（平24教委告示１・一部改正）

（補助金交付決定の取消し及び返還）

第６条　教育長は、補助金交付決定後、次の各号のいずれかに該当するときは、保護者に対し補助金交付決定の取消しを行う。この場合において、保護者は既に交付を受けた補助金があるときは、その全部又は一部を返還しなければならない。

(1)　虚偽の申請をしたことが判明したとき。

(2)　補助金交付要件に該当しないことが判明したとき。

（補則）

第７条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成22年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日の前日までに、合併前の前原市特別支援学校就学補助金交付規程（平成８年前原市教育委員会告示第２号）、二丈町特別支援学校就学補助金交付規程（平成８年二丈町教育委員会告示第１号）又は志摩町養護学校就学補助金交付規程（平成８年志摩町教育委員会告示第４号）の規定によりされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりされたものとみなす。

附　則（平成24年２月27日教委告示第１号）

この告示は、平成24年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

（平24教委告示１・一部改正）

区分		補助金の額（年額）
市民税非課税世帯		120,000円
市民税均等割のみの課税世帯		105,000円
市民税所得割課税世帯で、所得割及び均等割の合計額が右欄の区分によるもの	69,600円未満	90,000円
	69,600円以上89,600円未満	75,000円
	89,600円以上109,600円未満	60,000円
	109,600円以上139,600円未満	45,000円
	139,600円以上189,600円未満	30,000円
	189,600円以上239,600円未満	25,000円
	239,600円以上	0円

備考

１　補助金の額は、当該児童又は生徒１人当たりの額とする。

２　市民税の賦課状況は、当該年度分による。

３　世帯に課税対象者が複数いる場合は、合計額とする。

４　世帯とは、住民基本台帳上の世帯をいう。

様式第1号(第4条関係)

糸島市特別支援学校就学補助金交付申請書

年　　月　　日

糸島市教育委員会教育長　様

申請者　住所

氏名　　印

糸島市特別支援学校就学補助金の交付を受けたいので、糸島市特別支援学校就学補助金交付規程第4条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1　学校名及び学年　　学校　小・中　学年

2　児童又は生徒名

3　児童又は生徒の就学期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日(予定)まで

4　保護者の糸島市在住期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日(予定)まで

様式第2号(第5条関係)

糸島市特別支援学校就学補助金交付決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

糸島市教育委員会
教育長

年　　月　　日付けで申請された糸島市特別支援学校就学補助金について、下記のとおり決定しましたので、糸島市特別支援学校就学補助金交付規程第5条第1項の規定により通知します。

記

1　交付決定額　　円
2　児童又は生徒名

様式第１号（第４条関係）

様式第２号（第５条関係）